「株主コミュニティ制度に関する懇談会」設置要綱

平成30年3月26日日本証券業協会

1. 設置の目的

本協会は、平成 27 年 5 月、地域に根差した企業等の資金調達を支援する観点から、非 上場株式の取引・換金ニーズに応える場としての、グリーンシート銘柄制度に代わる新た な非上場株式の取引制度として「株主コミュニティ制度」(以下「本制度」という。)を創 設・運営しているところである。

本制度は、非上場株式の一定の取引・換金ニーズに応えつつも、投資者の範囲を制限することにより、投資者保護と発行者の開示義務等の負担の軽減を両立する仕組みとしている。

しかしながら、近年の政府の成長戦略等において、本制度の活用による新規・成長企業等へのリスクマネーの供給促進や地域経済への貢献等が謳われているにもかかわらず、その利用は未だ一部の地域や業態にとどまっている状況である。このため、現行制度が、どのような新たな役割を果たしうるのか、また、そのための課題は何かについて、関係者との間で認識を共有する必要があると考えられる。

このような問題意識を踏まえ、非上場株式に対する関係者のニーズ及び認識を共有し、本制度の更なる利活用に向けた課題・問題点の洗出しと具体的な方策等についての意見交換を行うため、「株主コミュニティ制度に関する懇談会」(以下「本懇談会」という。)を設置する。

2. 検討事項

本懇談会は、次の事項について意見交換を行う。

- ① 非上場株式に対する市場関係者(発行者、投資者及び仲介業者等)のニーズ及び認識
- ② 本制度を利活用する場合の課題・問題点と現行制度の改善策

3. 構成·運営

- ① 本懇談会は、会員の役職員、有識者及び市場関係者の役職員により構成する。
- ② 本懇談会には、座長を置く。
- ③ 本懇談会には、オブザーバーを置くことができる。
- ④ 本懇談会の座長は、必要に応じ、関係者に出席を求めることができる。

4. 事務の所管

本懇談会の庶務は、自主規制本部エクイティ市場部が担当する。

以 上